

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	10-5	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第11条	不利益処分の種類	不支給	
<p>第十一条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>二 障害児が、正当な理由がなくて、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p>						